# ハラスメント防止宣言

ハラスメント行為は人権にかかわる問題であり、従業員の人間としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職場の秩序、労働環境を著しく損ね、業務の遂行を阻害し、ときに会社の信用さえ失墜させる反社会的行為です。 当社はハラスメント行為を断じて許さず、すべての従業員が互いに尊重し合えるよう、次のとおり取り組みます。

- 当社は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど、あらゆる個人の尊厳を損なう行為を許しません。また、それらを見過ごすことも許しません。
- 当社は、管理職を始めとする全従業員に対して研修などを通じて、ハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない企業風土づくりをします。
- 当社は、ハラスメントの解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いは行いません。また、プライバシーを守って対応します。

この宣言は、従業員のみならず、当社に関係するすべての方を対象とし、全ての関係者が、互いの信頼のもと、良好な人間関係を構築できることを目指します。

当社従業員がハラスメントをおこなった場合、就業規則に基づき懲戒処分を含めて厳正に対応します。

2023 年 1 月 21 日

富士水工業株式会社
代表取締役　菅原　浩幸